

## 大成高等学校 学校いじめ防止基本方針

### 1 いじめ問題への基本的な考え

#### (1) いじめを根絶する学校づくり

いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうる認識の下、入学前をはじめ、全ての教育活動において、いじめは人権侵害であることを説き続け、いじめの根絶を宣言する。

#### (2) いじめを起こさない組織体制の確立

生活指導部、担任、部活動顧問、養護、スクールカウンセラーなど、教育相談の専門的な役割を担う分掌組織の連携を強化し、いじめの兆候を確実に察知する。

#### (3) いじめを見逃さない組織対応力の向上

教員個人の力量に任せることのない組織体として、法的根拠の理解やその解釈など、いじめ事案を見逃すことのない適切な対応力を高める研修を実施する。

#### (4) いじめを許さない指導方針

いかなる理由を内包しようとも、いじめを決めるのは、いじめを受けた本人である法的な根拠を遵守し、本校生活指導内規に則り、いじめを許さない厳しい指導で臨むとともに、安心した学校生活の回復に向け、いじめを受けた生徒を徹底的に守り通す。

#### (5) いじめを受けた心に寄り添う

集団生活の中では、見て見ぬふりをする傍観者も含め、いじめに加担する同調圧力がいじめを助長することを踏まえ、いじめを受けた生徒の心に寄り添い、安心した日常生活への支援に全力を尽くす。

### 2 いじめの認定

学校長は、関係生徒、及び周囲の聞き取りから生活指導委員会において解明された全容の報告を受け、いじめを受けた生徒の意思を確認の上、いじめと認定する。

### 3 学校の責務

学校及び教職員は、いじめ防止対策推進法及び東京都いじめ防止対策推進条例の基本理念に則り、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組む。

また、いじめの認知(いじめと思われる事案・いじめへと発展する恐れがある事案)は、生活指導委員会をもって、適切かつ迅速に対処する。

### 4 いじめ防止に向けた取組

#### (1) 未然防止

ア あらゆる教育活動を通して、いじめに対しては毅然とした態度で臨み、学校全体で「いじめは絶対に許されない」雰囲気醸成する。

イ 道徳教育及び人権教育を充実させるとともに、読書活動や体験活動を推進し、いじめに向かわない態度・能力を育成する。

ウ 生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴える取組を推進する。

エ ホームページや学校通信、オープンスクール等を通して、いじめ根絶を宣言する。

オ 教科「情報Ⅰ」やホームルーム等を活用し、ソーシャルネットワークサービス利用時におけるルールやマナーについて意識の醸成を図る。

カ スクールカウンセラーとの連携による支援会議や生徒面談を定例化させ、専門的な見地を有効に活用する。

## (2) 早期発見

- ア 全職教員がいじめ根絶に向けた使命感をもち、生徒の変容を察知する。
- イ 生徒間における確執や力関係がいじめへと発展させないために、交友サポートアンケートを年2回（7月、12月）実施し、人間関係の支援と実態把握に努める。
- ウ 定期的な個人面談での聞き取り、スクールカウンセラーによる面接等、相談体制を充実させ、生徒がいじめを訴えやすい体制を整備する。
- エ 支援会議を実施し、教職員全体でいじめに関する情報を共有する。

## (3) 早期対応

- ア 教育的配慮の下、早期に把握できた場合は、いじめ防止対策推進法及び東京都いじめ防止対策推進条例に基づき、毅然とした態度でいじめた生徒への更生に向けた指導を行う。
- イ いじめられた生徒及びいじめを知らせてきた生徒の安全、及び学習環境を確保する。
- ウ いじめの事案を把握した場合、学年で共有し、生活指導委員会が中心となり、組織的に速やかな対応を行う。

## 5 重大事態への対処

- (1) 「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年法制化）に則り、以下の2点が確認された場合は、いじめ重大事態として、東京都教育委員会へ報告する。
  - ア 生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
  - イ いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合  
なお、欠席の目安は30日とする。
- (2) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察等関係機関との連携を行う。
- (3) 生活指導委員会を中心に、重大事態に係る調査及び、事実関係を明確にする。
- (4) 被害生徒とその保護者に対し、教員やスクールカウンセラーによるケアを行う。
- (5) いじめた生徒、加担した生徒、及びその保護者に対し、校内規程に則り、退学を含む厳しい指導とした場合、校長の意思決定の下、転学等を支援する。

## 6 いじめ防止対策への評価

本方針は、年度末に見直しを図り、法制度の改正に合わせて適切に対応する。

### 附 則

この規定は、令和7年4月1日から施行する。